

# 大規模災害対策調査特別委員会

## 調査結果報告書

平成 28 年 12 月

茨 城 県 議 会

平成28年12月22日

茨城県議会議長 小川 一成 殿

大規模災害対策調査特別委員会  
委員長 細谷 典幸

大規模災害対策調査特別委員会調査結果報告書

平成28年第1回定例会において本委員会に付託された「大規模災害対策のあり方など」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

## 目 次

— はじめに —	1
第1 調査方針及び調査経過	2
第2 近年の大規模災害の概要	4
第3 本県の防災（危機管理）体制	13
第4 災害対策のあり方	22
1 防災体制等	24
2 情報収集・伝達，広報等	27
3 被災者・被災地等の支援	30
4 治安維持・救助等	35
5 医療救護，健康・衛生管理等	36
6 インフラ（施設・設備等）対策	38
7 地域防災力の向上	40
8 市町村等関係機関との連携等	45
第5 県議会としての取組	47
— おわりに —	48
参考資料	
1 調査に当たった委員	49
2 活動経過	50
3 災害対策の充実・強化を求める意見書	51
4 平成27年9月関東・東北豪雨災害対応の検証について（茨城県）	53
平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書（概要版） （常総市水害対策検証委員会）	

## はじめに

我が国は、地理的、地形的、気象的諸条件から、地震をはじめ、津波、台風、豪雨、豪雪など、多種の自然災害が発生しやすい国土であると言われており、今年だけ見ても、熊本地震や鳥取県中部地震、台風 10 号をはじめとする大型台風などの大規模な自然災害が発生している。

本県においても、近年、東日本大震災や平成 24 年に発生したつくば市の竜巻、昨年 9 月の関東・東北豪雨災害などの大規模災害が発生し、多大な被害を受けたところであり、災害・防災対策の重要性を再認識させられた。

一方、火災や爆発など的人為的災害についても、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、一度発生すれば、その被害は従前にも増して甚大なものになるといった懸念があり、我々は、人為的災害をも含めた大規模災害対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは、現状では極めて困難であるが、衆知を集めて効果的な災害・防災対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚と努力を促すことで、できる限り被害の軽減を図っていくことが肝要である。

このような中、本委員会では、執行部から詳細な説明をいただくほか、学識経験者などの参考人の方々を招き、貴重なご意見をいただきながら、県民の生命と財産を守るための災害・防災対策などについて、精力的に調査・検討を進めてきたところである。

本委員会は、調査・検討の集大成として、大規模災害発生時の被害を最小限に食い止め、県民の安全・安心が確保されるよう、「大規模災害対策のあり方」などについて、ここに報告するものである。

# 第 1 調査方針及び調査経過

## 1 調査方針

本委員会の設置経緯などを踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

### (1) 調査目的

地球規模の気候変動などにより県民生活を取り巻く環境は大きく変容しており、台風や竜巻、ゲリラ豪雨、大雪などの異常気象が多発するなど、我々県民の安全・安心な生活が脅かされている。

特に本県では、東日本大震災や竜巻、あるいは昨年 9 月の関東・東北豪雨に伴う災害など、想定外と称される大規模災害により人的・物的両面において甚大な被害が発生し、災害対策の重要性を再認識させられたところである。

また、県内では LNG 基地や大規模コンビナートの集積など、企業立地や企業活動が進展を見せる中、一度、そのような場所で火災などの事故に見舞われるようなことがあれば、その被害は従前にも増して甚大なものになるといった懸念もある。

このように、大規模災害発生時の蓋然性が高まる状況下において、これら災害から県民の生命と財産を守るための災害対策の強化は、急務となっている。

そこで、大規模災害発生時の被害を最小限に食い止め、県民の安全・安心を確保するため、大規模災害対策のあり方などについて、調査・検討する。

### (2) 調査項目

- ① 主な災害（防災）対策法制・計画
- ② 本県の防災（危機管理）体制
- ③ 近年の大規模災害の概要
- ④ 県の主な災害（防災）対策等
- ⑤ 県災害対策のあり方

### (3) 調査期間

本委員会の調査期間は、平成 28 年 12 月までの概ね 7 ヶ月とし、平成 28 年第 4 回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

## 2 調査経過

本委員会は、平成28年5月25日の第1回委員会において調査方針及び活動計画を決定して以降、県内調査を含め、8回にわたる委員会を開催し、調査・検討を進めてきた。

第1回委員会及び第2回委員会では、本委員会のテーマである「大規模災害対策のあり方」を調査・検討する上で把握すべき、「主な災害（防災）対策法制・計画」、「本県の防災（危機管理）体制」及び「近年の大規模災害の概要」について、執行部から説明聴取を行った。

また、現在の災害対応における課題等についての理解を更に深めるため、災害・防災等に係る国や自治体における委員会、審議会等の委員などを務められた学識経験者の方々を参考人として招致し、近年の災害対応における課題や今後行政に求められる対策などについて、ご意見をいただいた。

さらに、第2回委員会から第3回委員会にかけて、調査・検討の主要項目である「県の主な災害（防災）対策等」について、12の部局から詳細な資料の提出を求め説明聴取を行ったほか、8月末には、つくば市の「国立研究開発法人 防災科学技術研究所」において、大型耐震実験施設や大型降雨実験施設などの実験施設を視察するとともに、同研究所で進められている災害関連の研究内容、成果などについて調査を実施したところである。

第4回委員会以降は、それまでの調査・検討状況について整理した上で、県で実施すべき災害・防災対策などについて活発に意見交換を行うなど、大規模災害対策のあり方などについての提言の取りまとめに向け調査・検討を進め、12月に開催した第7回委員会において、提言内容を含めた本委員会の調査結果報告書を取りまとめた。

併せて、第7回委員会では、住民の安全・安心が確保されるよう、災害対策の充実・強化を国に求める旨の意見書を発議することとした。

(P51「参考資料3」参照)

## 第2 近年の大規模災害の概要

### 1 東日本大震災の状況

#### (1) 災害の概要

① 発生日時 平成23年3月11日14時46分頃（最大余震 同15時15分）

② 規模

##### ア 本震

マグニチュード9.0（三陸沖（深さ24km））

最大震度7（宮城県栗原市）

（本県）

震度6強（日立市，高萩市，笠間市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，銚田市，小美玉市）

震度6弱（水戸市，土浦市，石岡市，常総市，常陸太田市，北茨城市，取手市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，行方市，つくばみらい市，茨城町，城里町，東海村，美浦村）

##### イ 最大余震

マグニチュード7.7（茨城県沖（深さ43km））

最大震度6強（銚田市）

震度6弱（神栖市）

震度5強（水戸市，日立市，土浦市，常陸太田市，笠間市，取手市，鹿嶋市，潮来市，那珂市，筑西市，稲敷市，行方市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，東海村）

##### ウ 主な津波観測値

・ 相馬	最大波 3月11日15時51分	9.3m以上	} { 津波観測計 設置箇所 }
・ 石巻市鮎川	最大波 3月11日15時26分	8.6m以上	
・ 大洗	最大波 3月11日16時52分	4.0m	

※ 気象庁の現地調査では，津波の高さは，岩手県大船渡市白浜漁港で16.7m，北茨城市平潟町で6.9mと推定。

## (2) 被害の状況

### ① 人的被害（平成 28 年 3 月 1 日現在）

	死者（うち関連死）	行方不明者	負傷者
全体	19,418 人（3,407 人）	2,592 人	6,220 人
本県（詳細別表 1）	65 人（41 人）	1 人	712 人

### ② 住家被害（平成 28 年 3 月 1 日現在）

	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
全体	121,809 棟	278,496 棟	744,190 棟	3,352 棟	10,233 棟
本県 （詳細別表 1）	2,630 棟	24,370 棟	187,302 棟	1,799 棟	779 棟

### ③ 避難の状況

- ア ピーク時 避難者数約 47 万人  
（本県ピーク時）避難者 77,285 人，避難所 594 箇所
- イ 現在 県内の避難者数 3,795 人（平成 28 年 6 月 8 日現在）  
（県内 26 人，福島県 3,701 人，宮城県 43 人，岩手県 25 人）

## (3) 政府の対応状況

- 3 月 11 日 15 時 14 分 災害対策基本法に基づき，内閣総理大臣を本部長とする「緊急災害対策本部」を設置。  
（同法制定以来初めて）
- 3 月 12 日 6 時 00 分 同法に基づき，宮城県に内閣府副大臣を本部長とする「緊急災害現地対策本部」を設置。



別表 1 東日本大震災における本県の被害の状況（市町村別）

	人的被害(人)						住家被害(棟)					非住家被害(棟)		火災 (件)
	死者	行方 不明	負傷 者	重傷	軽傷	程度 不明	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他	
水戸市	7		84	10	74		164	1,905	27,987	7	10	237		5
日立市	13		170	6	164		436	3,385	13,807	604	166			4
土浦市			8		8		6	276	6,119			10	1,154	1
古河市	1		3		3		8	17	3,164			51	99	
石岡市			16	1	15		22	179	4,023			69	437	
結城市	1		1		1		2	31	3,134			42		1
龍ヶ崎市	1		5		5		1	81	8,096			37	310	
下妻市	1						46	321	2,667			10	128	
常総市	1		4		4			71	7,894			45		1
常陸太田市	3		2		2		106	1,234	4,434					
高萩市	1		19	1	18		142	1,040	3,911	10	18	10	580	
北茨城市	10	1	188	1	187		188	1,336	4,805	567	165		2,410	1
笠間市	1		49		49		17	141	7,336			7		
取手市			10		10		28	372	3,696			80		
牛久市	1		6		6		3	106	3,031			60	78	
つくば市	3		13	3	10		8	268	3,893			204	1,423	
ひたちなか市	3		28	2	26		86	801	6,105	182	143		1,518	1
鹿嶋市	2						511	3,354	3,288	155	77	62		3
潮来市	1		6		6		96	2,742	2,771			41	533	
守谷市			2	1	1			12	756			23	30	
常陸大宮市			10		10		11	82	4,573			89	1,021	
那珂市	3		1		1		64	263	7,148			46	1,810	
筑西市			8	1	7		5	159	5,360			2	126	2
坂東市			1		1		4	25	2,372			18		
稲敷市			5		5		135	480	3,680			28	448	
かすみがうら市			4	1	3		7	19	1,488			37	184	
桜川市	1		8		8		36	611	2,819			63	1,203	1
神栖市			6		6		140	1,809	3,440	25	8	16	391	3
行方市	2		5	1	4		120	877	2,537			5	46	
鉾田市	1		15	1	14		98	742	2,321	43	13	136	20	3
つくばみらい市			6	3	3		11	55	2,371			44	513	
小美玉市			3		3		17	115	4,295			38	1,569	1
茨城町			7	1	6		27	577	3,304			29	1,230	
大洗町	1		6		6		14	303	1,386	206	167		211	
城里町			1		1		13	207	2,045			34	2	2
東海村	6		5	1	4		28	158	3,918		12	73	689	2
大子町			2		2		1	1	784				15	
美浦村			1		1		2	19	885			13	140	
阿見町	1		1		1			26	1,649					
河内町			1		1		5	70	1,046				32	
八千代町								1	4,287			4		
五霞町									398					
境町									1,174					
利根町			2		2		22	99	3,105			35	26	
44市町村合計	65	1	712	34	678	0	2,630	24,370	187,302	1,799	779	1,698	18,376	31

## 2 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の状況

### (1) 災害の概要

① 発生日時 平成 27 年 9 月 9 日から 9 月 11 日まで

#### ② 規模

- ・ 台風 18 号や台風から変わった低気圧に向かって湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に関東地方と東北地方で記録的な大雨となった。
- ・ 9 月 9 日から 9 月 10 日にかけて、栃木県日光市五十里（いかり）観測所で、昭和 50 年の観測開始以来最多の 24 時間雨量 551mm を記録するなど、各観測所で観測史上最多雨量を更新。
- ・ 19 河川で堤防が決壊、67 河川で氾濫等の被害が発生。
- ・ 5 県で 24 件の土石流等、4 県で 5 件の地すべり、14 都県で 120 件のがけ崩れが発生。

(本県)

- ・ 鬼怒川など 52 河川の 221 箇所における堤防の決壊や法崩れなどにより、18 市 4 町で浸水等による被害が発生。
- ・ 特に鬼怒川では、流下能力を上回る洪水となり、7 箇所で溢水し、常総市三坂町地先で 9 月 10 日 12 時 50 分に堤防が約 200m 決壊。
- ・ 堤防決壊等に伴う氾濫により、常総市の約三分の一の面積に相当する 40 km<sup>2</sup>が浸水し、常総市役所も孤立。
- ・ 宅地、公共施設等の浸水が概ね解消するまでに 10 日を要した。

### (2) 被害の状況

#### ① 人的被害（平成 28 年 4 月 1 日現在）

	死者	負傷者
全体	8 人	80 人
本県（詳細別表 2）	3 人	54 人

#### ② 住家被害（平成 28 年 4 月 1 日現在）

	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
全体	80 棟	7,035 棟	343 棟	1,926 棟	10,356 棟
本県（詳細別表 2）	54 棟	5,496 棟	0 棟	188 棟	3,766 棟

③ 避難の状況（ピーク時）

本県	避難者数	10,390 人
	避難所数	299 箇所（35 市町）

※ 他県のピーク時の避難の状況については，災害直後の集計が発表されておらず不明。

※ 県内では平成 28 年 3 月 1 日をもって全避難所を閉鎖。現在避難者なし。

別表 2 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における本県の被害の状況（市町村別）

市町村名	人的被害（人）			住家被害（棟）				
	死者	負傷者		全壊	大規模 半壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水
		重傷	軽傷					
水戸市								5
土浦市								1
古河市			5			13	1	19
石岡市								5
結城市					6	44	1	155
龍ヶ崎市								1
下妻市				1		39	16	111
常総市	2	3	41	53	1,581	3,483	151	3,070
笠間市								3
取手市							1	12
つくば市								1
常陸大宮市							3	3
筑西市					68	3		18
坂東市			2				9	66
かすみがうら市								3
桜川市								2
神栖市							3	7
つくばみらい市						13	1	21
茨城町								3
城里町								4
八千代町							2	9
境町	1		3		130	116		247
18 市 4 町合計	3	3	51	54	1,785	3,711	188	3,766

### 3 その他の大規模災害の状況

#### (1) 本県の状況

##### ① 平成 24 年 5 月 6 日に発生した竜巻（つくば市）

###### ア 災害の概要

- a 発生日時 平成 24 年 5 月 6 日 12 時 35 分頃（気象庁による推定）
- b 規 模
- つくば市付近（推定風速：毎秒 70～92m）（F3（※））  
※ 竜巻の強さを F0～F5 の 6 段階で示す「藤田スケール」の F3。  
国内では F4 以上が観測されたことはない。
  - 栃木県真岡市から常陸大宮市にかけての地域  
（推定風速：毎秒 33～69m）（F1～F2）
  - 筑西市付近（推定風速：毎秒 33～49 m）（F1）

###### イ 被害の状況

###### a 人的被害・住家被害

	人的被害		住家被害		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
全体	1 人	53 人	102 棟	230 棟	976 棟
本県	1 人	41 人	89 棟	193 棟	560 棟

※ 群馬県，千葉県，埼玉県の落雷等による被害を除く。本県は平成 25 年 4 月 30 日現在，その他は平成 24 年 6 月 13 日現在。

###### b 避難の状況

（本県）避難者ピーク時 9 人（1 箇所，つくば市）

##### ② 石油コンビナートの主な事故

過去 5 年間（平成 23 年～27 年）に，鹿島コンビナートにおいて発生した死者 1 人以上または負傷者 10 人以上の事故（※）は次のとおり。

なお，いずれの事故もコンビナート地域外に影響を及ぼさなかった。

発生日時	事故の概要	被害の状況	対応状況
平成 24 年 3 月 19 日	樹脂の原料となる粉末をふるい機で梱包作業中に摩擦により火災が発生した。	死者 2 人 負傷者 1 人	現地確認するとともに、事業者に対して再発防止対策を講じるよう指導した。
平成 25 年 1 月 30 日	発電用燃料ガス圧縮機の周辺で使用していた弁に、設計上の不備があったため、ガスが急激に噴出した。	死者 1 人	
平成 26 年 12 月 1 日	化学プラントにおいて、引火性液体が塩素ガス配管に逆流したため、化学反応が起こり爆発火災が発生した。	負傷者 22 人	

※ 事故：石油コンビナート等災害防止法で対象としている出火，爆発，漏洩等の異常現象。

## (2) 他県の状況

### ① 広島県の土砂災害（平成 26 年 8 月豪雨）

#### ア 災害の概要

- ・ 消防覚知日時 平成 26 年 8 月 20 日 3 時 21 分
- ・ 規 模 土石流等 107 件（広島市）  
がけ崩れ 60 件（広島市，庄原市 1）

#### イ 被害の状況（平成 27 年 12 月 16 日現在）

##### a 人的被害及び住家被害

	人的被害		住家被害				
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
広島市	76 人	68 人	179 棟	217 棟	190 棟	1,086 棟	3,097 棟

##### b 避難の状況

ピーク時避難者 2,354 人（16 箇所，広島市）

ウ 政府の対応状況

- ・ 8月20日13時 「政府現地災害対策室」を広島県に設置。
- ・ 8月22日9時 災害対策基本法に基づき、「非常災害対策本部」を設置。
- ・ 8月22日14時 同法に基づき、広島県庁に、内閣府副大臣を本部長とする「非常災害現地対策本部」を設置。

② 平成28年(2016年)熊本地震

ア 災害の概要(平成28年6月16日15時現在)

a 発生日時・規模

- ・ 前震 平成28年4月14日21時26分頃  
マグニチュード6.5 震度7(熊本県益城町)
- ・ 本震 平成28年4月16日1時25分頃  
マグニチュード7.3 震度7(熊本県益城町, 西原村)

※ 震度4以上を観測する地震108回, 震度1以上が1,750回発生。

イ 被害の状況(平成28年6月15日16時30分現在)

a 人的被害及び住家被害

都道府県	人的被害		住家被害		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
山口県					3棟
福岡県		18人		1棟	230棟
佐賀県		13人			1棟
長崎県					1棟
熊本県	69人(※)	1,736人	7,652棟	22,856棟	109,115棟
大分県		28人	4棟	109棟	3,281棟
宮崎県		8人		2棟	20棟
合計	69人(※)	1,803人	7,656棟	22,968棟	112,651棟

※ うち震災後における負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる数20人

※ 上記住家被害のほか, 分類未確定の住家被害数2,768棟(熊本県)

b 避難の状況（各県ピーク時）

都道府県名	避難者数	（避難所数）
福岡県	1,567 人	（249 箇所）
長崎県	1,711 人	（58 箇所）
熊本県	183,882 人	（855 箇所）
大分県	10,070 人	（313 箇所）
宮崎県	531 人	（29 箇所）

ウ 政府の対応状況

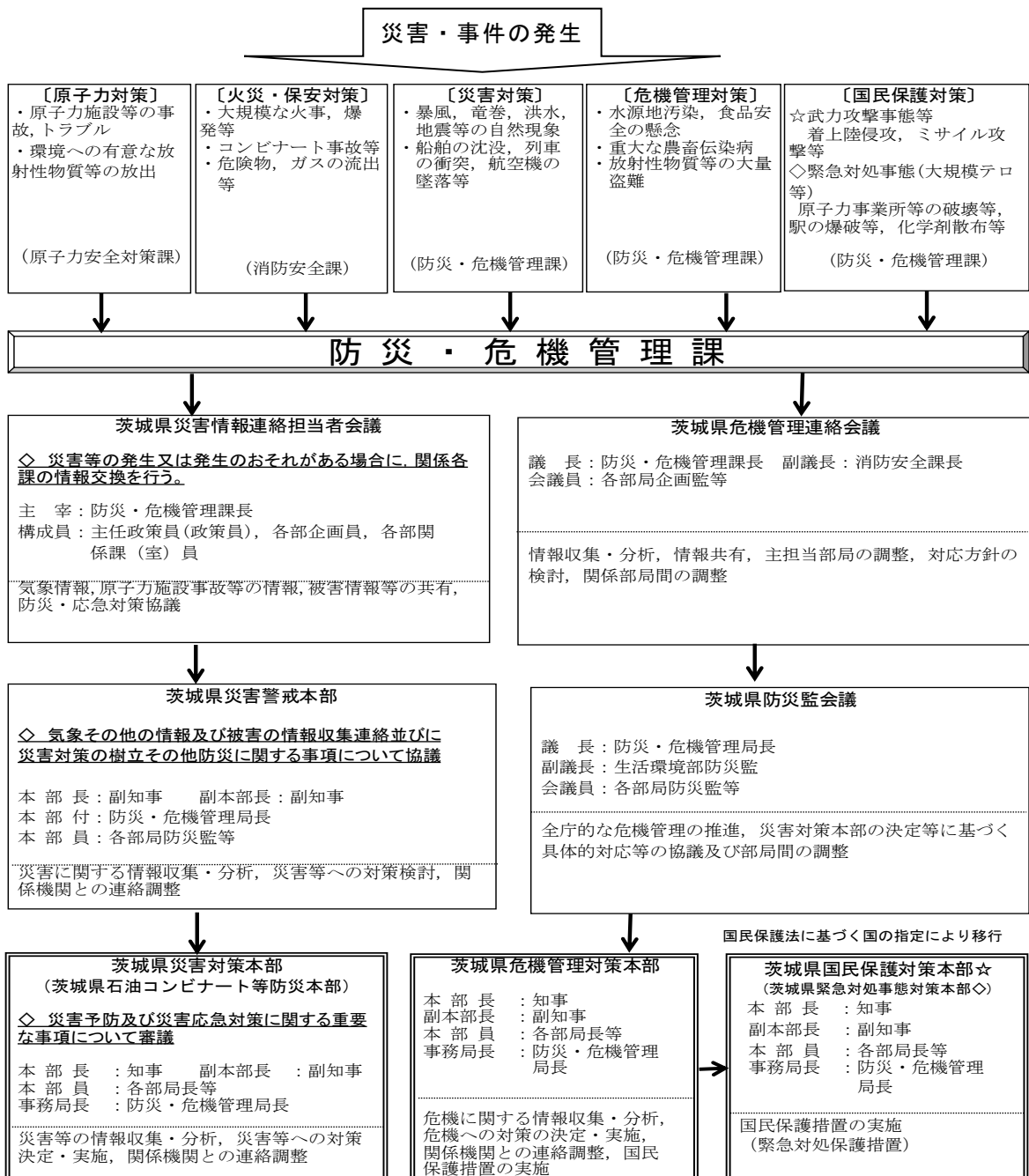
- 4月14日22時10分 災害対策基本法に基づき、「非常災害対策本部」を設置。
- 4月15日10時40分 災害対策基本法に基づき、熊本県に、内閣府副大臣を本部長とする「非常災害現地対策本部」を設置。
- 5月13日 大規模災害からの復興に関する法律に基づく「非常災害」に指定（被災した地方公共団体等からの要請により、国又は都道府県が災害復旧事業等を代行できるようになる）。

# 第3 本県の防災（危機管理）体制

## 1 本県の防災・危機管理体制

本県では、平成24年4月に組織改編を行い、防災対策の全体を統括する「防災・危機管理局」を設置し、あわせて各部局等における防災・危機管理対策の中心を担う「防災監」を配置し、防災体制の強化を図っている。

平時においては、各課において、防災・危機管理に関する予防対策の実施、関係情報の収集・分析を行う。災害・事件が発生し、全庁的・部局横断的に対応する必要がある場合は次のとおり対応する。





## 地震発生時の動員配備基準・人員

体制区分	災害の程度	配備人員	災害情報連絡担当者会議
連絡配備	県内震度4を記録	各課及び出先機関の必要な連絡調整要員	関係29部局課
警戒体制 事前配備1	県内震度5弱を記録 「津波注意報」	73名	災害警戒本部 本部長:副知事 副本部長:副知事 本部付:防災・危機管理局長 本部員:防災監等
警戒体制 事前配備2	県内震度5強を記録 「津波警報」 「東海地震注意情報」	274名	
非常体制 第1	地震により相当程度の局地災害発生 「津波警報」	災害応急対策 (職員の1/5)	災害対策本部 本部長:知事 副本部長:副知事 本部員:関係部局長等 事務局長:防災・危機管理局長
非常体制 第2	県内震度6弱を記録 「大津波警報」 「東海地震警戒宣言」	災害応急対策 (職員の1/3)	
非常体制 第3	地震により大規模な災害発生 大津波警報が発表され大規模な災害発生	災害応急対策 (職員の1/2)	

## 風水害発生時の動員配備基準・人員

体制区分	災害の程度	配備人員	災害情報連絡担当者会議
連絡配備	大雨, 洪水, 暴風, 高潮警報のいずれかが県下に発表	各課及び出先機関の必要な連絡調整要員	関係29部局課
警戒体制 事前配備1	連絡体制後, 被害が発生, 若しくは発生が予想されるとき	67名	災害警戒本部 本部長:副知事 副本部長:副知事 本部付:防災・危機管理局長 本部員:防災監等
警戒体制 事前配備2	特別警報が発表又は, 事前配備1後, 相当の被害発生, 若しくは発生が予想されるとき	243名	
非常体制 第1	大規模災害発生のおそれ又は状況により本部長が必要と判断	災害応急対策 (職員の1/5)	災害対策本部 本部長:知事 副本部長:副知事 本部員:関係部局長等 事務局長:防災・危機管理局長
非常体制 第2	局地的災害発生又は状況により本部長が必要と判断	災害応急対策 (職員の1/3)	
非常体制 第3	県内全域で大規模な災害発生又は状況により本部長が判断	災害応急対策 (職員の1/2)	

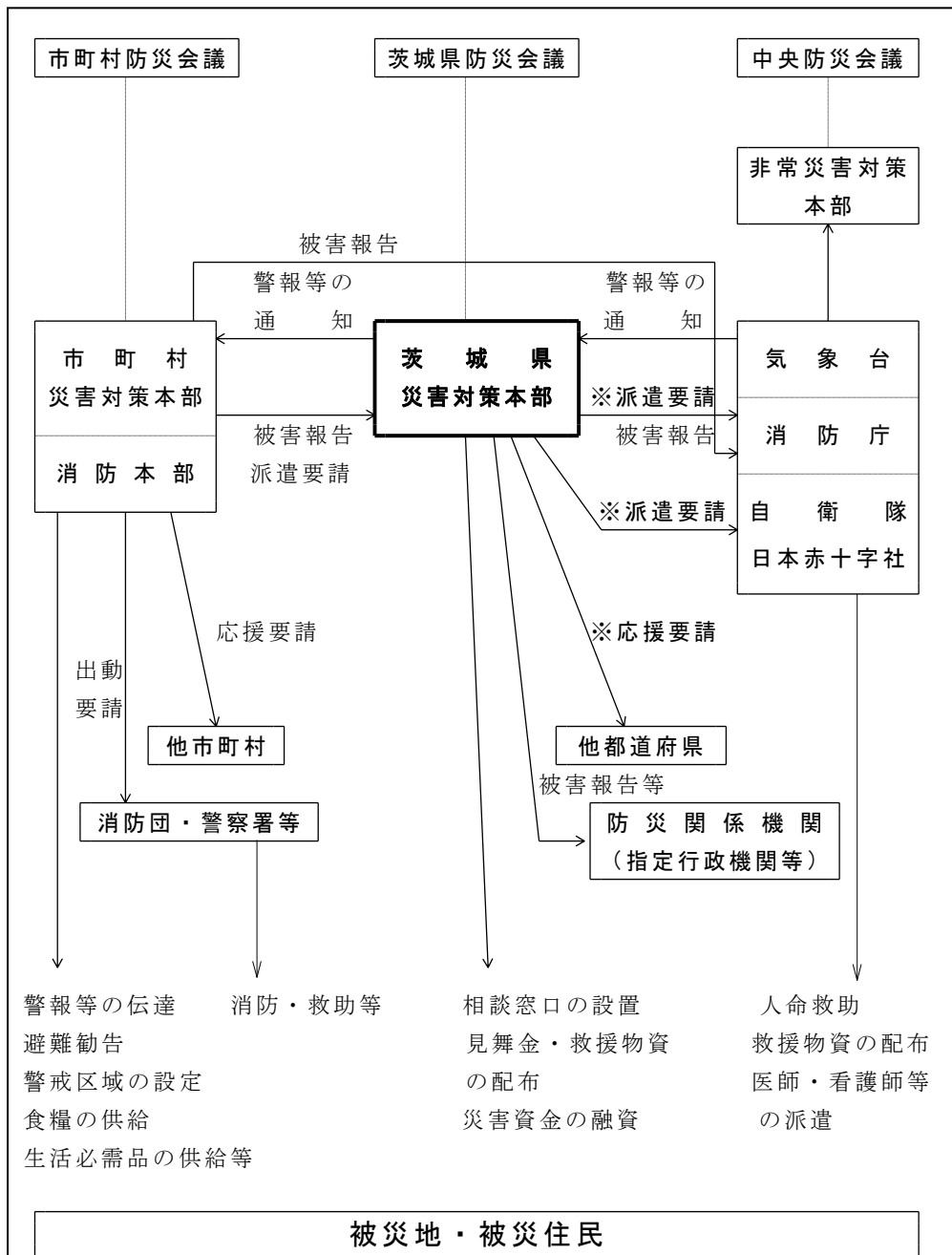
## 2 県の総合防災体制

(平時)

県は、災害対策基本法に基づき、県防災会議を設置して、本県の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的、効果的応急対策を推進する。

(災害発生時)

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、知事は、災害対策基本法第 23 条に基づき県災害対策本部を設置し、地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策を実施する。



### ※ 県が行う派遣要請

① 被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を交換し、効果的な応急対策を実施するため必要な場合、防災関係機関等に対し、連絡員の派遣を要請する。

② 災害応急対策又は災害復旧のため、必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員を派遣を要請する。

### ※ 県が行う応援要請

災害応急対策を実施するにあたり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき他都道府県の知事に対し応援を求める。

### 3 茨城県災害対策本部

#### (1) 災害対策本部の組織

##### ① 設置根拠

茨城県災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 6 号）

##### ② 本部の構成

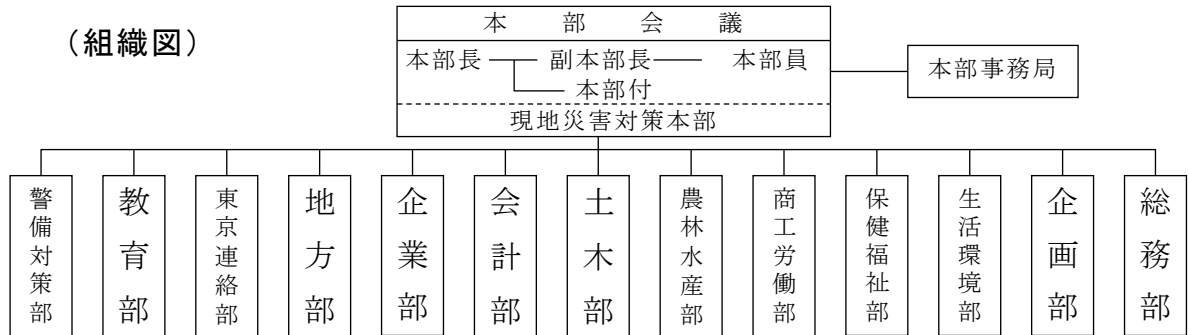
本部長 知事

副本部長 副知事（2 名）

本部員 各部の長

本部付 政策審議監，知事公室長，病院事業管理者，議会事務局長

(組織図)



#### (2) 災害対策本部各部の分掌事務（茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和 58 年規則第 16 号））

各部は，災害対策本部の指示及びあらかじめ作成している災害対応マニュアルに従い，班ごとに定められている分掌事務を実施する。

部名	分掌事務	構成班
総務部	1 本部職員の動員に関すること 2 本部職員の給食，休養及び健康管理等に関する こと 3 災害対策本部室等の設備及び電力の確保に関 すること 4 り災者に対する県税の減免等に関すること 5 り災市町村の行財政運営に係る助言に関する こと 6 災害・国民保護関係の予算に関すること	総務班，動員班， 厚生班，財政班， 管財班，税務班， 市町村班
企画部	・開発関係の災害・国民保護対策に関すること	企画班

部 名	分 掌 事 務	構 成 班
生活環境部	1 災害・国民保護対策に関すること 2 自衛隊への災害・国民保護派遣の要請に関する こと 3 緊急輸送車両の確保に関すること 4 原子力関係の災害・国民保護対策に関すること 5 災害時等の廃棄物の処理対策に関すること 6 災害救助法（国民保護は「救援の程度及び基 準」）に基づく応急救助（国民保護は「救援」） に関すること 7 住民の避難に関すること（事務局の所管に属す るものを除く） 8 安否情報に関すること 9 生活関連等施設の安全確保に関すること（他班 の所管に属するものを除く）	災害対策支援班， 緊急モニタリング センター，廃棄物 対策指導班，救助 班  ※7, 8, 9 は国民保 護対策で実施する 措置
保健福祉部	1 民生関係の災害・国民保護対策に関すること 2 医療及び防疫に関すること 3 ボランティア（災害・医療）に関すること	総合調整班，医療 対策班，保健予防 班，薬務班，避難 行動要支援者（難 病患者）班，避難 行動要支援者（母 子）班，避難行動 要支援者（高齢者） 班，避難行動要支 援（障害者）班， 生活衛生班
商工労働部	・商工労働関係の災害・国民保護対策に関するこ と	商工班，労務班
農林水産部	・農林水産関係の災害・国民保護対策に関するこ と	食糧対策班，農産 班，畜産班，林業 班，水産班，農地 班
土木部	1 水防対策に関すること 2 土木建築関係の災害・国民保護に関すること	監理班，道路班，河 川班，港湾班，都 市計画班，公園街 路班，下水道班， 住宅班
会計部	・災害・国民保護に係る経費の支出に関すること	会計班

部 名	分 掌 事 務	構 成 班
企業部	・ 県営の工業用水道及び上水道の災害・国民保護対策に関すること	企業班
地方部	1 災害・被災情報，災害・国民保護対策等の市町村との連絡に関すること 2 現地対策本部の支援に関すること	地方班（県央，県北，鹿行，県南，県西）
東京連絡部	・ 災害・被災情報，災害・国民保護対策等の中央機関との連絡に関すること	東京連絡班
教育部	・ 教育関係の災害・国民保護対策に関すること	総務班，学校施設班，小中学校管理班，県立高等学校管理班，社会教育施設班，保健体育施設班，県立特別支援学校管理班，文化班
警備対策部	・ 災害警備に関すること	警察本部長が別に定める

### （３）災害対策本部事務局

#### ① 事務局の構成

- 事務局長 防災・危機管理局長  
事務局次長 防災・危機管理課長  
事務局付 生活環境部企画監，防災・危機管理課副参事，消防安全課長，  
消防安全課産業保安室長，消防安全課副参事，原子力安全対策課長，原子力安全対策課防災調整監

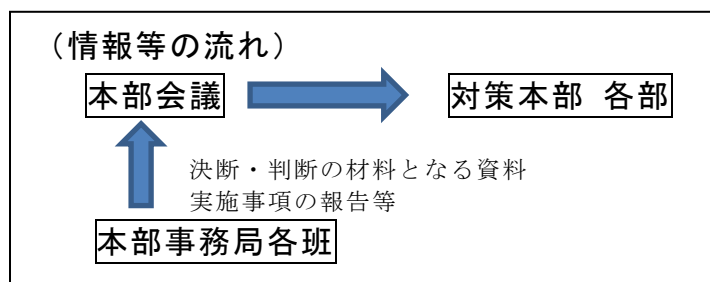
班の構成は，次のとおり。

（ 総括班（12名），情報班（27名），対策班（25名 うち避難対策10名），  
燃料調整班（6名），物資調整班（9名），原子力対策班（11名），  
広報班（10名），陳情班（12名），機動班（116名） ）

#### ② 事務局の役割

対策本部の運営及び気象情報・災害情報等の収集伝達，整理，関係機関との連絡調整等を行うため，事務局を置く。

本部会議は、事務局からの情報に基づき、災害対策等の実施に係る判断を行い、各部に対し指示を行う。



### ③ 災害対策本部事務局各班の業務

#### 総括班

- ・ 対策本部会議の開催・運営・記録の保存
- ・ 本部会議資料の調整
- ・ 事務局班長会議の開催
- ・ 事務局職員の動員及び参集状況の把握
- ・ 災害対策本部室，災害対策室，情報指令室の設営・運営
- ・ 本部員，各部職員の動員及び動員状況の把握

#### 情報班

- ・ 災害情報，気象情報等の収集・分類・整理
- ・ 災害情報等の分析，各班・各部への提供
- ・ 災害情報の記録
- ・ 防災情報ネットワーク機器の操作

#### 対策班

災害対策本部が人命救助，被害の拡大防止を最優先とした全庁的な対応方針を決定するために，対応の優先順位を付け，国（消防庁・関係省庁・現地対策本部），防災関係機関と連絡・調整を行い，対策を検討する。

- ・ 応援要請，消火活動，救出・救急活動
- ・ 避難勧告，指示，準備（避難行動要支援者避難）情報，誘導
- ・ 緊急輸送，医療救護
- ・ 被災者生活支援
- ・ 機動班の運用
- ・ 震災復旧・復興期における対策
  - 1 災害救助法・応急復旧
  - 2 生活再建支援，災害再建支援
  - 3 激甚災害の指定

### **対策班（避難担当）**

国民保護（緊急処理事態）・原子力災害時に活動する。自然災害時には対策班の一員として活動。

- ・ 原子力災害対応
  - 1 防護対策区域（案）の検討
  - 2 避難等の事前準備
- ・ 国民保護対応
  - 1 警報（緊急通報）の通知
  - 2 住民の避難の検討
  - 3 県の区域を越える避難に関する他県との調整
  - 4 避難（退避）の指示
  - 5 避難に関する各部の調整

### **燃料調整班**

- ・ 事業者や関係団体との連絡体制の確保・情報の収集
- ・ 重要施設・災害応急対策車両への燃料供給
- ・ 燃料の確保
- ・ 燃料供給に係る広報

### **物資調整班**

- ・ 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送
- ・ 物資の確保
- ・ 配送物資の決定
- ・ 集積所・必要な資機材の確保
- ・ 支援物資の受入・管理

### **原子力対策班**

放射性物資の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を保護するため、必要に応じて関係機関と協議し、状況に応じて住民に対する「自宅等への屋内退避」、  
「避難」等防護措置（案）を作成し、県災害対策本部へ諮る。

- ・ 放射能又は放射線の対策の企画、連絡及び総合調整に関すること
- ・ 防護対策区域（案）の指定及び解除に関すること
- ・ 防護措置の決定及び指示に関すること
- ・ その他の業務

### **広報班**

- ・ 広報活動
  - 1 災害に係る緊急広報
  - 2 一般広報・広聴
- ・ 報道機関への対応
  - 1 報道活動への情報提供
  - 2 報道機関の取材対応
- ・ 災害状況の撮影（機動班を派遣し，記録用として保存）
- ・ 国民保護対策（安否情報の照会に対する回答）
- ・ 記録の保存

### **陳情班**

- ・ 政府，国会等への要望・陳情
- ・ 国の機関・国会議員等の視察・調査に対する対応
- ・ 県会議員等の視察・調査に対する対応

### **機動班**

対策本部事務局長が，災害の状況等に基づき，機動班の招集・招集人員の規模を決定した上で，次の業務に従事させる。

- ・ 災害情報の収集
- ・ 市町村災害対策本部の支援
- ・ 現地災害対策本部の活動



## 第4 災害対策のあり方

先に述べたとおり、近年、地球規模での異常気象が頻発し、県民生活を取り巻く環境は大きく変容している。

本県においても、ここ最近では、平成27年9月関東・東北豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）をはじめ、台風や竜巻、ゲリラ豪雨、大雪などが発生し、甚大な被害を受けている。

一方、地震に関しても、今年度に入ってから熊本県や鳥取県で大規模な地震が発生しており、今後、首都直下地震や南海トラフ沿いの巨大地震をはじめとする大規模な地震やそれらに伴う津波の発生などの懸念がある。

本県においても、東日本大震災以降、地震発生回数は依然として高い傾向にあるほか、複数の大規模地震が今後発生する可能性があるとの研究機関の指摘もあり、我々に大きな不安を与えている。

県においては、災害から「県民の生命と財産を守る」といった重要な役割、使命を全うするため、日々、災害・防災対策に取り組まれているところであるが、このような地球規模での異常気象の頻発により、大規模災害発生の高まっている状況を鑑みれば、災害に対する備えをこれまでの延長線上で考えるのではなく、発想を大きく転換していく時期であると考ええる。

このことを踏まえ、災害対策のあり方などの本論に入る前に、その前提として優先的に取り組むべき事項等について触れることとする。

### ～ 災害に対する県民の意識啓発、危機意識の共有 ～

災害・防災対策を考える上で、何よりも大事なのは「命を守る」ことである。すなわち、災害発生時には、県民が「逃げる」という共通認識を持ち、「自助」のための行動、避難準備や安全な場所への避難などを速やかに実行していくことが重要である。

そのためには、災害等への大々的な県民への意識啓発により、災害が発生したらまずは「逃げる」という危機意識を県民が共有することが重要であり、これ無くして、この後の本論で述べるいかなる災害・防災対策も効果的なものとは成り得ないと考える。

「県民の生命と財産を守る」ための第一歩として、このような危機意識を平常時から県民皆が共有できるよう、県民への意識啓発に積極的に取り組み、災害に対する危機意識を共有できる環境づくりを優先的に進めていく必要がある。

なお、大規模災害対策においては、先に述べた県民意識の啓発、危機意識の共有を前提とした上で、災害による被害を予め防ぐ対策、あるいは、万が一、被害が発生した際に、その被害を最小限に留める対策をそれぞれ進めていくことが重要である。

本委員会では、この両方の視点に立った災害・防災対策について、併せて議論を重ねてきたところであり、上記と重複する部分もあるが、委員会の最終調査報告として、これを8つの項目に整理し、以下、提言するものとする。

提言内容については、市町村が主体となつてすべきものも多々あるが、県においても積極的に役割を果たしつつ、これら市町村の取組が円滑に実践されるよう、必要な支援を行われたい。

# 1 防災体制等

## 主な提言内容

災害対策本部については、職務遂行に配慮した役割の分化などを行うほか、現地災害対策本部を設置する際の客観的な基準を設ける必要がある。

また、災害時に、迅速かつ的確に対処するためには、専門的知識・技術等をもつ防災スペシャリストを育成、配置することが重要であり、職員のスキルアップや外部からの人材活用などにより、実務経験の長い職員や専門的知識・技術等をもつ職員を配置できるよう取り組んでいく必要がある。

さらに、専門的な研修の受講推進や現実感の高い防災訓練の実施など、人材育成のための取組を併せて実施していく必要がある。

### (1) 災害対策本部の体制等

- 県の現地災害対策本部については、災害種別のほか、本部員等の役割、配置人数等を考慮した客観的な設置基準を策定する必要がある。
- 現地災害対策本部を含めた県の災害対策本部においては、例えば、指揮・調整の中心となる防災担当職員が電話対応などにより本来の職務に支障が生じるようなことのないよう、事務局体制の充実・強化を図るとともに、職務遂行に配慮した役割の分化が必要である。

併せて、現場で混乱が生じないよう業務マニュアルなどを適宜、整備（見直し）していく必要がある。
- 市町村災害対策本部に対しては、これまでの災害対応により得られた経験やノウハウの共有のほか、広域連携を意識した災害対策本部の運営方法などについて、適切に支援していく必要がある。

また、市町村災害対策本部では、自らも被災し、意思決定が遅れがちとなる可能性もあることから、県から適時、助言等を行うことのできる支援体制を構築しておくことが重要である。
- 今年から稼働している「いばらき消防指令センター」については、現在、33市町だけしか参加していない状況を踏まえ、全県一元化が図られるよう、地域の実情などを十分考慮しつつ、参加していない市町村に対し参加を呼びかけていく必要がある。

なお、市町村への呼びかけに当たっては、併せて、財政的な支援についても検討されたい。

## (2) 人員配置・役割・派遣等

- 災害対応はマンパワーに負うところが多いことから、県においては、行財政改革の中で取り組んでいる職員数削減の見直しなどを含め、十分な災害対応を成し得る職員数の確保、人員配置を行っていく必要がある。

また、災害対応においては、現場での的確な情報把握や伝達、応急対応に当たることとなる出先機関の職員の役割も大変重要であることから、例えば、主要な出先機関に災害対策要員を配置して定期的に訓練を行うなど、十分な災害対応の体制を確保していく必要がある。

- 災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、内部職員のスキルアップを効果的に実施するほか、災害時には、防災担当部署に一定期間在籍した職員を優先的に招集して災害対応業務に従事させる、あるいは、必要に応じて外部からの人材を活用するなど、災害対応の実務経験の長い職員や専門的知識・技術等をもつ職員を配置できるよう取り組んでいく必要がある。

特に、ここ最近の地球規模の気候変動による災害の発生などをみると、気象情報を適切に把握、分析、予測していくことが重要であると考えられることから、災害現場での対応経験を有する自衛隊や消防OB等の任用のほか、気象予報士の配置などを検討していく必要がある。

また、併せて、市町村に対して、このような危機管理専門職の有用性について情報提供をしていく必要がある。

- 災害時の職員の役割分担や業務ローテーションについては、災害対応の長期化にも適切に対処できるよう、業務量等を考慮した柔軟な対応が重要であり、必要に応じて見直しを行っていく必要がある。

- 災害時の職員派遣に当たっては、派遣期間や被災地での役割（ニーズ）に応じた派遣を行うことが重要であり、そのような点を十分考慮した派遣に関するルールづくりを進める必要がある。

## (3) 人材育成・訓練等

- 災害時に、迅速かつ的確に対処するためには、防災スペシャリストの育成が不可欠であり、防災スペシャリスト養成研修や防災士養成研修などの専門的な研修の受講推進などにより、高い防災・危機管理能力を有する人材を育成していく必要がある。

また、人材育成に当たっては、防災担当課の職員だけでなく、災害対応の可能性のある全ての職員に対しても、必要な研修や訓練の実施などにより、防災知識・防災対応能力の向上を図っていく必要がある。

- 防災訓練については、実動訓練に加え、シナリオ非公開型の図上訓練の実施など、現実感の高い防災訓練を実施していく必要がある。
- 災害時における通常業務への影響を最小限に留めるため、例えば、県で保有している各種システムが停止した場合の復旧方法や起動方法などを定期的に確認しておくなど、平常時の業務に災害時を想定した業務を組み入れていく必要がある。

## 2 情報収集・伝達，広報等

### 主な提言内容

避難勧告等の避難情報の発令については，発令基準の策定や具体的な取扱いを定めたマニュアルを整備しておくことが重要であり，発令を行う市町村に対し，基準策定等の支援を行っていく必要がある。

また，災害（被害）情報を県で総合的に収集して自治体間で共有していくことが重要であり，情報収集においては，収集した情報をフィルタリングできる体制を構築していく必要がある。

さらに，情報伝達については，多様な情報発信手段を活用した住民等への正確な情報伝達を行うほか，被災等により十分に情報発信ができない市町村に対して助言等の適切な支援を行っていく必要がある。

### (1) 避難勧告・避難指示等の避難情報

- 国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえた避難勧告等の発令基準の策定や，具体的な取扱いを定めたマニュアルを整備しておくことが重要であり，発令を行う市町村に対して，基準策定等に係る支援を行っていく必要がある。

また，基準策定等に当たっては，消防団などの被災現場で対応している人への避難指示等の基準も併せて整備していく必要があり，市町村に対して，「消防団の活動マニュアル」の継続的な周知徹底などを通じた支援を行っていく必要がある。
- 災害時に，避難勧告や避難指示等の対応が遅れている被災市町村に対しては，国からだけでなく，県からも助言等を行っていくべきであり，そのための体制を整備していく必要がある。
- 避難準備情報については，一般住民は避難の準備を始める，要配慮者は避難を開始するなど，情報の意味を住民がきちんと理解しておくことが重要であり，市町村と連携して住民の理解度の向上と，周知徹底を図っていく必要がある。

## (2) 情報収集・伝達体制

- 災害（被害）情報を県で総合的に収集して自治体間で共有していくことが重要であり、水位観測施設等の増設や、防災情報ネットワークシステムの活用等による情報共有について検討するなど、情報収集や共有のための環境（体制）整備を進めていく必要がある。

また、情報収集の面ではフィルタリングが重要であり、適切に情報を取捨選択できる情報収集体制を構築していく必要がある。

- 災害時の情報伝達においては、防災行政無線、メール、SNSなど多様な情報発信手段を活用した住民等への正確な情報伝達が重要であり、避難所など通信機器等が十分に整備されていない箇所へも適切に情報伝達を行う必要がある。

特に避難所においては、現在、一部の自治体で取組が進められている、通信事業者との協定などに基づく避難所への固定電話の設置について、更に促進されるよう市町村に働きかけていく必要がある。

また、併せて、災害や被害の深刻性、避難の緊急性、切迫感を喚起させるような情報伝達が必要であり、場合により指示・命令調の表現による情報伝達なども取り入れていくことが重要である。

さらに、災害時に、被災等により十分に情報発信ができない市町村に対しては、必要な助言を行うとともに、職員の派遣や災害対応で必要となる資機材の調達・配置などの適切な支援を行っていく必要がある。

なお、住民等への伝達率の向上を図るため、今後、防災FM（災害FM）やインターネットを活用した新たな方式の災害情報伝達システムの開発や導入についても一考されたい。

- 災害によりサーバーが使用できなくなる場合に備え、クラウド化を推進していくことが必要である。また、災害時に、緊急の災害専用ホームページが迅速に立ち上げられる十分なネット環境を整備していく必要がある。

- これらの情報収集、情報伝達に関する提言内容については、市町村においても同様に実施されるべきものであり、県での取組と合わせ、市町村での実施に向け支援していく必要がある。

- なお、情報収集・伝達に関して、本県では、一つの自治体内において二つの消防本部が存在している自治体があるが、二つの消防本部間で日頃から情報交換等を含めた連携を図ることは、災害時の対応を円滑に進める上で大変重要であると考えられることから、豪雨災害での課題等も踏まえ、市町村への支援に当たっては、その点にも留意すべきである。

併せて、情報伝達手段の一つである防災行政無線が被災地で聞こえづらかったとの声があったとのことであり、親局・子局の耐震性，耐水性，電源の確保等を図るための整備とともに，戸別受信機の整備についての検討などを含め，課題解決に向け，市町村に対して必要な支援を実施していく必要がある。

### (3) 被害情報等の取扱い

- 行方不明者情報を含む被害情報の取扱いについては，行方不明者情報の県での一元的な集約などの既存の取扱いルール of 徹底のほか，個人情報保護や公益性等の課題を踏まえた取扱いの検討や，県災害対策本部事務局のマニュアル整備などに取り組んでいく必要がある。

特に，豪雨災害における県の検証においても課題として挙げられている行方不明者の公表については，氏名を含めた公表基準の策定や一連の手続等を定めたマニュアルの整備などについて，今後検討していく必要がある。

- また，関係機関との連携や報道情報の効果的な活用等の検討などにより，円滑な救助活動に資する災害情報収集体制を構築するとともに，住民の不安解消を図るため，被災者の安否情報を含む災害情報を適切に提供する必要がある。



### 3 被災者・被災地等の支援

#### 主な提言内容

被災者・被災地等の支援に当たっては、被災者等のニーズを的確に把握し、必要な支援を実施していくことが重要である。

特に避難所については、要配慮者に対応した避難所について適宜、設置されることが重要であり、また、ボランティアに関しては、市町村において自発的・自律的な活動が行われるよう受入体制や環境等を充実させる必要がある。

さらに、物資の備蓄や供給については、これまでの災害での教訓等を生かした必要物資を備蓄するとともに、そのような支援物資を円滑に供給できる体制を構築する必要がある。

なお、被災者・被災地等の支援について、制度上の課題なども踏まえ、必要な支援制度の創設・拡充等について、国に働きかけていく必要がある。

#### (1) 避難所

- 避難所については、避難者等のプライバシー保護に十分配慮したものが設置・運営されるよう、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」の周知徹底を図るなどにより、市町村に対して適切に支援等を行っていく必要がある。

また、福祉避難所など要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等）に対応した避難所について、市町村において設置されることが必要であり、そのような避難所においては、バリアフリー化を推進していくことも市町村に働きかける必要がある。

なお、東日本大震災の際には、設置された避難所まで高齢者が歩いて行けなかった事例も見受けられたため、そのような点にも配慮した避難所の設置について市町村に助言等を行う必要がある。

- 県立学校は、堅牢で充実した体育館を保有するなど避難所として十分に利用可能であることから、県立学校をより有効に活用するよう市町村に対して働きかけていく必要がある。

また、学校を避難所として指定する場合には、避難用の区域と学校業務区域を適切に区分するなど、教育活動に支障を来さない配慮が必要であり、そのような点を踏まえた助言等を市町村等の設置管理者に行っていく必要がある。

なお、避難所として使用予定の学校においては、トイレの不足により、災害時に健康被害や衛生環境の悪化などの問題が生じることのないよう、簡易トイレやマンホールトイレの活用などを含め、収容人員を考慮したトイレの確保等を図っていく必要がある。

- 避難所において、現在、一部の自治体で取組が進められている、通信事業者との協定などに基づく避難所への固定電話の設置について、更に促進されるよう市町村に働きかけていく必要がある。

また、熊本地震では、避難所等において「Wi-Fi（ワイファイ）」が利用できる環境が整備され、避難者の情報収集・伝達に貢献したとのことであり、同様の取組は他の自治体でも見受けられることから、避難所等における「Wi-Fi」の導入について、今後、検討されたい。（一部再掲）

- 避難所の運営に当たっては、避難所での具体的な対応を定めた運営マニュアルを整備することが重要であり、当該マニュアルの作成について市町村に対し支援していく必要がある。

## (2) 備蓄・燃料等

- 備蓄については、これまでの災害での教訓等を生かした必要物資を備蓄していくことが重要であり、東日本大震災を踏まえ策定された新備蓄計画に基づき、十分な物資を備蓄していく必要がある。

- 災害時に、効率よく、かつ、避難所間に偏りなく支援物資が供給できるよう、支援物資の円滑な供給体制を構築する必要がある。

なお、支援物資の供給・分配に当たっては、被災者の細かなニーズの把握に基づき的確に配分し、供給していくことが重要であるが、ニーズの把握や必要物資の調達が困難な場合もあることから、今後は、「プッシュ型支援」の導入や、物流業者等の民間のノウハウを最大限活用した物資の供給方法、体制を検討していく必要がある。

- 燃料については、災害応急対策車両や病院等の重要施設のための燃料を優先的に確保していくことが重要であり、このような燃料確保のための体制を整備していく必要がある。

### (3) ボランティア

- ボランティアについては、自発的・自律的なボランティア活動が行われるよう受入体制や環境等（受援力）を充実させることが重要であり、以下の取組を進めていく必要がある。

また併せて、効果的な情報発信など、ボランティアの参加意欲，関心を維持するための対応を図っていく必要がある。

- ・ 社会福祉協議会，市町村，県，ボランティア団体等の連携や役割の明確化などを踏まえた募集・受入れから現場調整，指揮に至るまでの協力体制の構築
- ・ 「茨城県防災ボランティアネットワーク」や「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）」との交流・連携強化などによる，発災時の県内外ボランティア団体との情報共有，連絡・連携・調整機能の確保
- ・ 運営協力ボランティア（防災ボランティアリーダー）の養成・登録を行う県社会福祉協議会に対する支援

### (4) 外国人への支援

- 外国人に対して迅速かつ正確な情報収集・伝達を行うため，外国人技能実習生の監理団体や事業主，外国人が持つネットワークなどの関係団体等と連携した情報収集・伝達体制を構築する必要がある。

また，外国人への情報提供に当たっては，多言語により行うほか，連絡が付きづらい場合なども考慮し，チラシやSNSなど，多様な情報発信手段を活用して行っていく必要がある。

### (5) 中小企業への支援

- 被災した中小企業への支援に当たっては，被害状況の把握が不可欠であり，迅速かつ的確に被害状況が把握できる体制をつくっていく必要がある。

また，被災中小企業の被害規模やニーズに沿った支援が重要であり，支援制度創設や要件の拡大などの国への働きかけのほか，県においても必要な制度の創設，既存制度の拡大・要件の見直しなどについて検討していく必要がある。

## (6) 農林水産業者への支援

- 農林水産業者に対しては、今後の災害等に備え、農業共済制度や民間保険への加入を促進するほか、農業用施設の補強対策などに係る技術マニュアルの周知やそれに基づく技術的助言等の支援を行っていく必要がある。

また、災害発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、過去の災害を踏まえ蓄積された技術的知見について、関係機関や団体等との間で共有化を図っていく必要がある。

## (7) 災害廃棄物処理

- 災害廃棄物処理については、処理責任を負っている被災市町村において適正かつ迅速に災害廃棄物が処理できるよう、県から助言等の必要な支援を行うほか、市町村と県産業廃棄物協会などの関係団体との連携が図られるよう支援していく必要がある。

なお、豪雨災害では、災害廃棄物処理に係る費用負担や仮置場等に関して被災市町村の対応において混乱があったとのことであり、今後、被災市町村への支援に当たっては、このような点も十分考慮していく必要がある。

- 県においては、災害廃棄物に関する処理方策をまとめた県災害廃棄物処理計画を早期に策定するとともに、今後、市町村における災害廃棄物処理計画の策定が促進されるよう、必要な働きかけ等を行っていく必要がある。

## (8) その他の被災者・被災地等の支援

- 被災者・被災地等の支援に当たっては、上記のほか、以下の取組について、併せて実施、検討等を行っていく必要がある。
  - ・ 対象者や要件等の情報の適切な発信など災害時の税減免等の救済措置に係る速やかな対応を図ること。
  - ・ 被害状況を踏まえ速やかな予算措置を講じること。
  - ・ 被災証明書等の書式、被災者支援システム、被災者台帳などについて、県内での統一化に向け、市町村との検討を行っていくこと。
  - ・ 応急仮設住宅が必要な被災者に対して、災害救助法では原則 2 年間しか応急仮設住宅は貸与されないが、法令上「都道府県知事は内閣総理大臣と協議して期間を定めることができる」とされていることから、2 年を超えて貸与が必要となる場合は県として適切に対応すること。

- また、国に対しても、例えば、以下に掲げる内容などを中心に、必要な働きかけを行っていく必要がある。
  - ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理について、住宅の応急修理の対象範囲を拡大するとともに、半壊世帯に係る資力要件を撤廃すること。  
また、被災者が自ら応急修理を発注して支払いを行った場合でも、支援の対象とできるようにすること。  
さらに、住宅の応急修理については、現物給付の原則を見直し、現金給付の導入を検討すること。
  - ・ 被災者生活再建支援制度について、以下の見直し等を実施するとともに、これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の拡充を図ること。
    - ア 一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
    - イ 支援金の支給対象となる被災世帯を半壊世帯まで拡大すること。
    - ウ 支援金の支給限度額を引き上げること。
  - ・ 国の財政支援について、大規模災害への迅速な対応を図るため、地方自治体の事務手続きの簡素化、資金使途や期間制限等の撤廃及び包括的な財政支援制度の設立など、必要な見直しを行うこと。

## 4 治安維持・救助等

### 主な提言内容

災害に乗じた犯罪に対しては，地域や自治体等と連携して十分な対応を図っていく必要がある。

また，迅速な被災状況の把握や救助活動を担う災害対応ヘリコプターについては，その機能が十分果たせるよう，燃料供給拠点などの環境整備と合わせ，その整備・充実を図っていく必要がある。

#### (1) 災害警備・治安維持

- 窃盗などの災害に乗じた犯罪に対しては，地域や自治体，災害関係機関と連携して十分な対応を図っていく必要がある。
- ネット上などの悪質な災害関係の流言に対しては，情報の是正を図るほか，必要に応じて取締りを行うなど，適切に対応していく必要がある。

#### (2) 災害時対応信号機

- 災害により信号機が滅灯した場合等に備え導入している，自動起動式発動発電機や可搬式発動発電機については，計画的に整備していく必要がある。

#### (3) 県警ヘリ・防災ヘリ

- 県警の災害対応ヘリコプターについては，定期検査の期間等を考慮すると，常時2機以上を確保しておくことが重要であり，隣接県警等との連携を踏まえた整備検討や国への働きかけなどにより，整備・充実を図っていく必要がある。  
また，大規模災害時には，全国から多くのヘリコプターの応援があることから，燃料の供給拠点であるヘリポート等の環境整備も大変重要であり，そのような点についても検討していく必要がある。
- 被災状況等の確認などに当たっては，関係機関との連携や報道情報の効果的な活用等の検討などにより，円滑な救助活動に資する災害情報収集体制を構築する必要がある。（一部再掲）

## 5 医療救護，健康・衛生管理等

### 主な提言内容

災害時に，適切な医療救護を行うため，災害医療コーディネーターを有効に活用した医療・救護コーディネート機能の更なる充実を図るほか，「DMAT」をはじめとする各種医療・リハビリ支援チームとの連携を深め，災害時におけるこれらの支援チームの速やかな立上げ・受入れ等ができる体制を整備する必要がある。

また，災害時における長期にわたる避難生活なども想定し，保健師等による中長期的な視点を踏まえた健康管理やこころのケア対策を実施していく必要がある。

#### (1) 県立病院の安全性確保

- 県立中央病院については，災害時の救急医療の要となる災害拠点病院としての役割を十分に果たすため，全面建て替え等により免震化していく必要がある。

#### (2) 国，医療（福祉）関係団体等との連携

- 災害時には，的確な医療ニーズの把握や関係機関・団体等との情報共有を図るとともに，災害医療コーディネーターを有効に活用し，役割の明確化や訓練，研修の実施などを通して医療・救護コーディネート機能の更なる充実を図っていく必要がある。

併せて，災害現場における調整役となる地域災害医療コーディネーターを設置するなどにより，地域ごとの災害現場における医療・救護コーディネート機能の充実を図っていく必要がある。

- 被災者の医療救護，健康管理等において重要な役割を果たす「DMAT」，「DPAT」，「JMAT」，「JRAT」等の医療・リハビリ支援チームについて，日頃から各種団体との連携を図るなどにより，災害時に速やかに立上げられる派遣・受入体制を整備する必要がある。

また，災害時には，立上げから現場での活動まで迅速な対応が図られるよう団体等に対して支援していく必要がある。

- 医療・福祉施設の災害復旧については、被災地の迅速な復旧のため、国の災害復旧事業の補助額や補助対象範囲の拡大などについて、引き続き、国に働きかけていく必要がある。

なお、豪雨災害の際には、国への要請などにより補助上限額の撤廃、補助対象の拡充などが病院や政策医療を行っている診療所で認められたが、政策医療を行っていない診療所や福祉施設は補助対象の拡充等が行われなかったことを踏まえ、国への働きかけに当たっては、このような実態も十分考慮した上で対応されたい。

### (3) 健康・衛生管理対策等

- 災害時には、長期にわたる避難生活なども想定されることから、保健師等による中長期的な視点を踏まえた健康管理やこころのケア対策を実施していく必要がある。

併せて、避難所等においては、県のノウハウ等を生かした指導、助言を行うなどにより、感染症対策、衛生管理対策について市町村を支援していく必要がある。

- 在宅避難行動要支援者への対応については、「避難行動要支援者名簿」を作成して行政と支援者とが共有しておくことが支援活動をスムーズに進める上で有効であり、名簿未作成の市町村に対して名簿の整備を早急に進めるよう支援していく必要がある。

併せて、対象者毎の支援プランの策定等について、技術的助言を行うなどの支援を行っていく必要がある。

### (4) 被災動物対応

- 被災者が避難所等に同行した被災動物への対応については、これまでの災害対応で得られた知見等を踏まえ、市町村へ必要な助言を行う必要がある。

また、日頃から連絡会議の開催等を通して動物愛護関係団体との協力体制を構築するなどにより、災害時に適切な対応が図られるよう準備していく必要がある。

併せて、災害時の同行避難が円滑に進むよう、県で策定した「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図る必要がある。



## 6 インフラ（施設・設備等）対策

### 主な提言内容

災害時に拠点となる公共施設、公共建築物等については、早急に耐震化等を推進（促進）していく必要がある。

また、道路、河川などの公共土木施設等については、様々な災害に備えた施設整備等（耐震化、長寿命化など）を推進していく必要がある。

さらに、交通・情報インフラについては、交通事業者や通信事業者等との連携を図り、災害時に交通機関情報等の速やかな収集・提供及び代替交通手段の確保を図るほか、必要な通信機能を確保していく必要がある。

### (1) 公共施設・公共建築物等（防災拠点含む）

- 災害時に防災等の拠点となる公共施設、公共建築物（庁舎、学校等）については、早急に耐震化を推進していく必要がある。  
また、庁舎など災害時に重要な防災拠点となる施設が浸水想定区域内にある場合にあっては、通信・電源設備の上層階への設置など、施設の立地状況等に応じた適切な浸水対策を推進していく必要がある。  
併せて、市町村が管理する施設においても耐震化等が促進されるよう、市町村に対し適切に支援していく必要がある。
- 災害応急活動等の拠点となる防災拠点施設においては、その円滑な活動に必要な物資・資機材を備蓄するとともに、自家発電設備、通信機器などの設備を整備しておく必要がある。
- ハザードマップの作成に当たっては、庁舎などの重要施設や避難所等の位置、例えば浸水想定区域内なのかどうかについて確認するとともに、当該施設の点検強化を併せて実施していくことについても留意するよう支援等を行っていく必要がある。

### (2) 公共土木施設等

- 道路、河川、水道などの公共土木施設等については、様々な災害に備えた施設整備等が必要であり、危険性の度合いや事業効果等を踏まえ、その強化、耐震化、長寿命化、適切な維持管理などを推進していく必要がある。  
また、豪雨時に迅速な災害対応を図るためにも、河川における樋管、水門

等の管理者を明確にしておく必要がある。

- 災害時に、救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うためには緊急輸送道路の整備及び機能確保が不可欠であることから、橋梁の耐震化、法面对策、津波対策、無電柱化などを推進していく必要がある。

### (3) その他の施設等

- 病院や社会福祉施設についても、耐震化が促進されるよう、施設設置者等に対して必要な支援を実施していく必要がある。  
また、過去の災害において、木造住宅が密集している地域などでは、被害が大きかった例が見受けられたこと等から、民間の木造住宅についても耐震化が促進されるような対策を講じていく必要がある。

### (4) 交通・情報インフラ

- 災害時には、交通機関が被災するなどにより県民の移動手段が大幅に制限されることから、交通事業者等との連携体制を構築するなどにより、災害時に交通機関情報等を速やかに収集・提供するほか、代替交通手段を確保していく必要がある。  
また、鉄道やバスの駅周辺を中心に、多くの帰宅困難者が発生することが想定されることから、鉄道・バス会社等と連携し、駅などにおける通信手段や充電設備等を確保していく必要がある。
- 空港などの公共交通機関等の施設については、耐震化、耐火材の使用等を進めるなどにより、施設等の安全性を確保していく必要がある。
- 災害時には、携帯電話等の急激な利用の集中等により通信が大幅に制限されることが想定されることから、通信事業者と連携するなどにより、災害時における必要な通信機能を確保する必要がある。  
なお、熊本地震では、避難所等において「Wi-Fi」が利用できる環境が整備され、避難者の情報収集・伝達に貢献したとのことであり、同様の取組は他の自治体でも見受けられることから、避難所等における「Wi-Fi」の導入について、今後、検討されたい。（再掲）
- 災害によりサーバーが使用できなくなる場合に備え、クラウド化を推進していくことが必要である。また、災害時に、緊急の災害専用ホームページが迅速に立ち上げられる十分なネット環境を整備していく必要がある。

(再掲)

## 7 地域防災力の向上

### 主な提言内容

住民の防災意識の向上を図るため、防災知識等の定期的な普及啓発等を行っていくほか、地域でリーダーとして活躍できる人材育成等について、市町村を支援していく必要がある。

また、学校においては、児童生徒の年齢や発達段階に応じた防災教育や多様な内容を取り入れた防災教育などにより、防災や災害対応に携わる人材を育成していくほか、地域と連携した防災訓練の実施などにより、学校における防災力を高めていく必要がある。

さらに、地域の防災活動において重要な役割を担う自主防災組織や消防団については、組織化の促進や工夫を凝らした防災訓練の実施など、組織強化に向けた支援を行っていく必要がある。

### (1) 住民の防災意識の向上等

- 大規模な災害では、行政による災害対応（公助）だけでなく、県民自らが自分を守る「自助」の取組が非常に重要であるが、県民の防災意識は必ずしも十分な水準ではないと考えられることから、これまでの知見等を踏まえ被害想定規模を適切に見直し、県民に分かりやすく周知するほか、個人毎のタイムラインの策定や気象予報士等による講習などを通じて、防災知識等の普及啓発、あるいは災害時の具体的な対応行動を意識させる普及啓発を定期的に行っていく必要がある。

併せて、防災士の資格取得促進等による地域でリーダーとして活躍できる人材の育成や市町村等が行う地域住民向け講習会開催への支援など、防災意識向上に向けた取組を充実させていく必要がある。

- 住民が迅速かつ安全に避難するためには、市町村等で作成するハザードマップ・避難計画等の内容の充実や、その認知度・理解度の向上が不可欠であり、それらに向けた支援を行っていく必要がある。

特に、ハザードマップについては、豪雨災害で効果的に活用されなかったとの課題も見受けられたことから、過去の被害の実態や想定最大規模降雨における洪水浸水想定に基づく見直しとともに、地域での定期的な説明会の開催などによる認知度向上、情報共有に向けた支援を行っていく必要がある。

なお、ハザードマップの作成に当たっては、庁舎などの重要施設や避難所等の位置，例えば浸水想定区域内なのかどうかについて確認するとともに，当該施設の点検強化を併せて実施していくことについても留意するよう支援等を行っていく必要がある。（一部再掲）

- 住民の防災意識の向上のためには，家庭内においても，連絡方法，避難方法，持出品，役割分担などのルールを定めておくことが重要である。

なお，東京都では，「東京防災」と呼ばれる防災ブックを各世帯に配布して住民の防災意識や知識の向上，普及を図っていることから，災害発生の蓋然性が高い本県においても，例えば，そのような防災ブックを作成して各世帯に配布することなどにより家族内や地域内での話し合い，ルール作り等を推進していく必要がある。

## (2) 学校・教育機関における災害対応

### ① 防災教育

- 学校においては，児童生徒の年齢，発達段階に応じた防災教育を実施していく必要がある。

また，体験型施設での見学実施など，多様な内容を取り入れた防災教育も重要であり，総合的な学習の時間等を活用するなどにより，効果的な防災教育を実施していく必要がある。

- 学校における防災教育の実施に当たっては，教職員の防災意識及び指導力の向上など，指導者の育成も併せて進めていく必要がある。

### ② 防災訓練

- 学校においては，児童生徒の年齢，発達段階に応じた防災訓練を実施していく必要がある。

また，例えば学校長が不在の場合を想定するなど，学校長や教職員等の役割，指揮系統を意識した防災訓練も実施していく必要がある。

- 「地域コミュニティの核」としての位置づけをもつ小・中学校における防災訓練については，町内会や自治会等の自主防災組織，消防団などの「地域や関係機関と連携した防災訓練」や，保護者と児童生徒が離れている際の連絡方法や安否確認方法等の確立などを踏まえた「家庭と連携した防災訓練」を実施していく必要がある。

### ③ その他の学校等での取組

- 地域防災力の向上においては、防災や災害対応に携わる人材の育成が重要であることから、学校において防災クラブを設立するなど、クラブ活動等を通じた防災知識、技能等の習得について検討していく必要がある。

特に、県立高校においては、防災専門コースの設置や学校設定科目などにより、大規模災害の被災県として特色ある防災教育を実施していくことが重要であり、これらの教育を通じて、今後いつ起こるか分からない災害に対応できる人材を育成していく必要がある。

- 障害を持つ児童生徒が在籍する特別支援学校等においては、避難時の児童生徒や教師等の負担などを踏まえ、日頃から地域との連携体制を構築するなどにより、災害時に地域から避難等の支援を受けられる体制を構築する必要がある。
- 災害時の教育関係の被災状況の把握に当たっては、教育事務所等の県の教育関係機関の役割の明確化を図るなどにより、迅速かつ的確に被災状況を把握できる体制を整備していく必要がある。

## (3) 自主防災組織等

### ① 自主防災組織強化への支援

- 地域の防災活動の中核をなす自主防災組織については、自治会単位での組織化により、組織カバー率の向上と地域間格差の是正を図っていく必要がある。

なお、組織化に当たっては、組織内でどのような物資・資機材を備蓄しておくべきかについても併せて明確にしておくことが重要であり、そのような点も踏まえた支援を行っていく必要がある。

- 自主防災組織については、上記のとおり、組織率の向上を図ることはもちろん重要であるが、形骸化しないよう、その地域の実情に応じた活動内容、役割分担等を定め、それらを構成員が十分理解しておくことが重要であり、併せて、防災士を組織内に複数名配置して有効に活用するなどにより、組織のリーダーを育成していく必要がある。

また、災害時に円滑な防災活動を実施するためには、他の自主防災組織や地域の事業者との情報共有や連携を図るほか、工夫を凝らした防災

訓練を実施していくことが重要であり、これらの実施について、十分な支援を行っていく必要がある。

なお、自主防災組織においては、以下に掲げるものを中心に多様な活動が求められるところであるが、例えば、避難誘導については、高齢者や障害者など避難行動要支援者への確実な避難情報の伝達及び避難支援が大変重要であることから、そのような訓練の実施などを含め、自主防災組織の役割が十分果たせるよう、適切な支援を行っていく必要がある。

#### 【 自主防災組織に求められる主な活動 】

- a 日常における活動
  - ・ 防災知識の広報・啓発
  - ・ 地域の災害危険（箇所等）の把握
  - ・ 防災訓練
- b 災害時の活動
  - ・ 情報の収集・伝達
  - ・ 初期消火活動，水防活動，救出・救護
  - ・ 避難誘導，避難所運営支援

- 地域の事業者に対しても、必要な防災体制の整備や備蓄，自主防災組織等との情報共有や連携などが進むよう、情報提供や助言等の支援を行い、防災力向上の促進に努める必要がある。

特に、火災や爆発など的人為的災害に関して、危険物等を扱う、あるいは保有する事業所等に対しては、総合的な安全管理体制の充実が図られるよう、以下の点に留意した支援を行っていく必要がある。

- ・ 事業所等における事故時の役割分担の明確化
- ・ 安全管理マニュアル等の作成・遵守
- ・ 事業所等における高度な機能を持つ防災（消防）体制の構築
- ・ 事業所間における相互応援協定の締結促進
- ・ 国，県，消防機関等の関係機関との連携強化

## ② 消防団及び水防団強化への支援

- 消防防災のリーダーとして、地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担う消防団及び水防団については、団員数が減少傾向にあることから、団員数の確保を図るとともに、後継者の育成など高齢化への対応について支援していく必要がある。

なお、市町村において消防団の統合が行われる場合が見受けられるが、地元意識が薄れ、地域の被災状況が把握しづらくなるなどの懸念もある

ことから、県においては、消防団の維持のため市町村と連携して支援を行っていく必要がある。

○ 消防団の設置に関して、昼間には招集しづらいといった課題を補うため、行政（組織）の中に消防団を設置する自治体も増えてきており、例えば、出先機関等の中に若手を募って消防団を組織し、平日に限って災害時に出動するなどの例も見受けられることから、そのような取組についても今後、検討していく必要がある。

○ 災害時に円滑な防災活動を実施するためには、大規模災害を想定し、意識した訓練を実施するほか、定期的な訓練が形骸化しないよう、例えば、水防団においては、各水防工法の効果について検証するなど効果的な訓練を実施していく必要がある。

また、国や自治体が持つ災害情報を共有することが重要であり、これらの訓練の実施や情報の共有化に向け、適切に支援していく必要がある。

## 8 市町村等関係機関との連携等

(上記 1 から 7 までの項目に該当する分を除く。)

### 主な提言内容

これまでの災害対応で得た知見等を踏まえ、地域防災計画や対応マニュアルの策定、見直し等のほか、防災スペシャリスト・リーダー的人材の育成などについて、市町村に対して適切に指導、助言等を行っていく必要がある。

また、一の自治体では対応が困難な大規模災害時にも適切に災害対応が行えるよう、あらかじめ県内における相互応援体制や国、他の都道府県との連携・協働を想定した支援（受援）体制を構築しておく必要がある。

### (1) 市町村との連携

- これまでの災害対応で得た知見や検証結果等の内容を踏まえ、地域防災計画や対応マニュアル、タイムラインの策定、見直し等に対する支援のほか、災害情報の共有化への働きかけなど、市町村に対して適切に指導・助言を行っていく必要がある。
- 市町村における防災関係の研修等の実施については、まずは防災対応の最終的な判断を担う市町村長が研修等の重要性を認識することが重要であり、職員だけでなく、市町村長に対する防災研修等の実施も必要である。  
併せて、防災スペシャリスト・リーダー的人材を育成することが重要であることから、防災・危機管理能力向上のための勉強会等の実施や、防災スペシャリスト養成研修や防災士養成研修など専門的な研修の受講促進について支援していく必要がある。
- 消防力の更なる強化のため、市町村の消防職員の増員や消防水利の整備などについて、市町村に適切な支援を行っていく必要がある。

### (2) 県の積極的な支援

- 広域に甚大な被害をもたらす大規模災害では、被災した庁舎等の対応や人員不足等により、市町村で十分な災害対応の体制が確保できないことが往々にしてあることから、県においては、現地災害対策本部の設置や市町村の災害対策本部への職員の派遣などにより積極的な支援を行っていく必要がある。



### (3) 広域連携

- 一の自治体では対応が困難な大規模災害時にも適切に災害対応が行えるよう、あらかじめ「県内市町村間」、あるいは「県と市町村間」による相互応援体制を構築しておく必要があり、当該体制の構築に当たっては、災害の規模等を踏まえた、自律的・自動的に応援できる体制を目指して調整していく必要がある。

また、より広域での被災を伴う大規模災害に備え、国や他の都道府県（県外市町村）との連携・協働を想定した支援（受援）体制についても併せて構築しておく必要がある。

- 他自治体との相互応援体制や広域避難体制の構築に当たっては、それぞれの役割、指揮命令系統などを整理し、明確にしておくことが必要であり、併せて、避難者の受入方法や費用負担等の広域連携に係るルールを定めておく必要がある。

さらに、業務に精通している職員の優先的な派遣のほか、業務マニュアル、ガイドラインの作成など、円滑な支援業務遂行のための対応を図っていく必要がある。

- これらの広域連携を円滑に進めるためには、広域の自治体が連携して研修会や勉強会、防災訓練などを行っていくことが重要であり、これらを通して自治体間のつながりの確保、顔が見える関係づくりを進めていく必要がある。

### (4) 業界・団体との連携

- 大規模災害に備え、例えば、食品製造業者や小売業者などの関係業界・団体との連携を積極的に行うことにより、災害時により広範囲で充実した支援を受けられる体制を整備する必要がある。

## 第5 県議会としての取組

災害対策のあり方等については、これまで県議会においても、本会議や常任委員会はもとより、個別に調査特別委員会を設置するなどにより多くの議論を重ね、県に対して必要な提言等を行ってきた。

しかしながら、近年、東日本大震災をはじめとする想定をはるかに超える大規模災害の発生により、現状の災害対策等においても、さまざまな課題が生じてきているところである。

このような状況から、今後起こり得る大規模災害に対し、被害を最小限に食い止め、県民の安全・安心を確保することを目的として本委員会が設置され、精力的な議論を経て、前述のとおり、県や市町村に係る大規模災害対策のあり方について必要な提言を行ったところである。

一方、委員会での議論の中では、議会としての災害対策も併せて考えていく必要があるとの意見が出されたところであり、審査の結果を踏まえ、ここに、大規模災害発生時の議会における取組について意見を付すこととする。

### ○大規模災害発生時の議会における取組について

大規模災害があった時には、県議会においても、「県議会災害対策本部」などの災害対応のための組織を招集又は設置し、議長を中心として、災害時の議会活動の調整や県災害対策本部との情報交換、議員の災害調査活動等の調整・支援などを行っていく必要がある。

なお、組織招集等の検討に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 招集等の時期 県の災害対策本部が設置された際 など
- 2 構成メンバー 議長、副議長、各会派の代表者、各常任委員会委員長、その他議長が指名するもの（被災地議員） など
- 3 所掌事務
  - ・ 災害時の議会活動等の調整  
（常任委員会の活動内容や被災地調査の調整など）
  - ・ 県災害対策本部との情報交換  
（被災情報等の収集、情報提供 など）
  - ・ 議員の災害調査活動等の調整・支援
  - ・ 県（国）で対応すべき応急復旧対策等に関する要望

## おわりに

本委員会は、7ヶ月間という短い期間で集中的に審査を行った。

県執行部におかれては、この短期間の中で、県の主な災害（防災）対策のほか、本県の防災（危機管理）体制や近年の大規模災害の概要などについて、広範囲かつ詳細な資料の提出や説明をいただき、ここに感謝申し上げます。

また、審査にあたりお招きした参考人の方々や、現地調査で訪問した「国立研究開発法人 防災科学技術研究所」の研究員の方々などからは、近年の災害対応に係るさまざまな課題や今後行政に求められる対策などについて貴重なご意見をいただいたところであり、ここに厚くお礼を申し上げます次第である。

多数の関係者の方々のご協力のもと、前述のとおり、大規模災害対策のあり方などについて提言を取りまとめたところであるが、災害は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、審査を行っている間にも、県内外で地震や台風をはじめとする多くの災害が発生し、人的・物的の両面で被害が生じているなど、早急な対策が求められている。

一方で、災害・防災対策は、一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市町村、そして県民それぞれが相互に協力し、地道に積み重ねていくことで達成できるものである。

このことを踏まえ、県執行部においては、本提言内容とともに、委員会の中で各委員から出された意見についても真摯に受け止め、「県民の生命と財産を守る」という重要な役割を全うするため、国や市町村、県民等と相互に密接な連携を図りつつ、早急に、かつ、的確な災害・防災対策に取り組まれることを望むものである。

以上、申し添えて、本委員会の報告とする。